

生徒心得・校則

1 生活目標

- (1) 校訓（敬愛、勤勉、創造）を重んじ、芦高生としての誇りをもって自主的、自律的に行動する。
- (2) 健康に留意し、学業に最善を尽くす。
- (3) 互いに尊敬の念をもって、責任を重んじ、協力し、礼儀を正しくする。
- (4) 寛容性を養い、和やかな校風を創造する。

2 礼儀作法

- (1) 互いに親愛し、常に礼儀正しく、敬愛の念をもって挨拶する。
- (2) 先生方の教示は、素直に受け入れる。
- (3) 丁寧で、正しく、はっきりと品位ある言葉づかいを心掛ける。
- (4) 交際は互いに敬愛の念を持ち、激励しあって人格の向上に努める。また、清純明朗にして節度を守る。
- (5) インターネットやSNSを活用する場合は個人情報保護に努める。他者への誹謗中傷はしないなど、情報モラルを身に付ける。

3 登下校

- (1) 通学の際は、本校所定の服装とし、午前8時20分朝読書開始前までに登校する。
- (2) 登下校の途中においては、公衆道徳を守り、本校生徒として節度ある態度をとる。特に、交通規則は遵守し、絶対に事故のないように十分気をつける。
- (3) 年間を通して午後7時には下校する。
- (4) 生徒証明書を常に携帯する。

4 校内生活

- (1) 欠席・遅刻については、午前8時20分朝読書開始前までに保護者から学校に連絡する。
- (2) 始業後は無断外出をしない。やむを得ず外出をする場合は、必ず担任の許可を得る。
- (3) 貴重品は校内に持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合は、必ず身につけ、教室を離れる場合には担任に預ける。
紛失・拾得したときは、直ちに届け出る。
- (4) 校舎内外の美化と整理整頓に努め、建物・備品・器具器機等の公共物を大切に使う。
- (5) 校舎内外を問わず各種掲示物・配布物は事前に必ず許可を得る。
- (6) 地震・火災その他非常時は、秩序を保ちながら落ち着いて行動する。
- (7) 個人所有の移动通信機器（スマートフォン等）は安全性を第一に考え、本校規定を遵守することを条件に校内へ持ち込むことができる。
校内においては電源を切りバッグの中で保管する。
学校内の許可された場所のみ使用できる。許可した場所以外での使用については規定により指導を受ける。
- (8) 通信機能等が付いた時計（スマートウォッチなど）やタブレット端末等は事故防止等の観点から持ち込まない。
その他、学校生活に必要な物は持ち込まない。

5 校外生活

- (1) 常に本校生徒としての自覚と誇りをもって行動し、自分の言行には責任をもち、他の模範となるように努める。
- (2) 外出時は、服装・態度に十分注意する。さらに外出の際は、保護者に行先・用件・帰宅時間を必ず告げる。
- (3) 外出する場合は午後9時までには帰宅する。夜間外出はしない。
- (4) 無断で宿泊、旅行、集会、金銭・物品の募集あるいは販売をしない。
- (5) 飲酒・喫煙・暴力行為・金銭強要・窃盗等は絶対にしない。
- (6) 未成年の立ち入りが禁止されている各種遊技場（パチンコ・競馬場等）には立ち入らない。
カラオケボックスやネットカフェ等を利用する場合は保護者の責任のもととする。
- (7) 原動機付自転車免許取得については、原則バイク通学生のみとする。
- (8) 交通道徳・車内道徳・交通法規を守り、他人に迷惑をかけない。
特に、自転車の2人乗り、無免許運転、スピード違反、ヘルメット無着用、不正乗車をしない。
- (9) テレビへの出演、コンテスト、集会等の校外行事に参加する場合には、「校外行事参加届け」を提出し、許可を得る。
- (10) 校外で指導を受けた場合や違反・事故が起きた場合は直ちに学校に連絡する。
- (11) 地域の指導員、八代・芦北・水俣地区等補導教師の指示には素直に受け入れる。

6 家庭生活

- (1) 長期休業中の生活においては、学習や部活動、ボランティア等に力を注ぎ、計画を立てて有意義な時間とする。
- (2) アルバイトは原則行わない。ただし、長期休業中のアルバイトを希望する場合は、校内の事前説明会に参加し、所定の許可願を提出し、本校規定を遵守することを条件に校長の許可を受ける。その他のアルバイトについては、個別に検討する。なお、アルバイト先や内容・時間・環境等を調べ、無理のないように注意する。
- (3) 地域の各種行事に対しては、常に本校生徒としての自覚を持って参加する。

7 自転車・バイク通学及び自動車の免許取得規定

- (1) 自転車・バイク通学規定
所定の通学願を提出し、校長の許可を受け、道路交通法や下記規定を遵守する。違反をした場合は自転車・バイク通学を取り消し、または期間を定めて停止することがある。
 - ① 自転車通学規定
 - ア 通学距離による制限はしない。
 - イ 販売店等で安全点検を受け、自転車保険に加入する。また、ヘルメットを正しく着用する。
 - ウ 雨天時の自転車の通学にあつては、雨合羽を着用する。傘差し運転はしない。
 - ② バイク通学規定
 - ア 学校と自宅の距離が5 km以上または、自宅から最寄りの駅・バス停まで3 km以上とする。ただし、公共交通機関による通学が著しく困難な場合や特別な事情がある場合は、別途審議する。
 - イ 販売店等で安全点検を受ける。
 - ウ 使用車体は50 cc以下で、クラッチ操作の必要が無いものとする。普通二輪車の免許取得は認めない。
 - エ 通学にあつては、道路交通法を厳守するとともにフルフェイスヘルメットを正しく着用すること。
 - オ バイクの貸借は行わない。
 - カ 交通違反をした場合は、速やかに生徒部交通係に届け出る。
 - キ 通学時のみ使用する。その際は、許可された範囲のみとする。
ただし、部活動における移動や実習施設への参加等の目的で使用する場合は、生徒交通係や顧問、各担当に相談する。
- (2) 自動車免許取得規定
 - ① 3年生の第2回定期考査以降、欠点保持科目がなく入校時期までの校納金等が納入されている場合は自動車学校に入校できる。
 - ② 免許取得を希望する場合は、校内の事前説明会に保護者同伴で参加し、所定の許可願を提出し、校長の許可を受ける。
 - ③ 仮免許取得試験を受験する場合は、1回のみ公欠ができる。その時期は、担任に相談する。本免許取得試験は卒業式後とする。

8 身だしなみ規定

本校生徒としての品位を保ち、質素にして清潔端正でなければならない。

- (1) 制服は変形加工等をせず、正しく着用する。
- (2) 髪は常に清潔にする。パーマ、染色等はしない。
- (3) ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品は身につけない。化粧、アイプチ、カラーコンタクトはしない。
- (4) 服装
原則として冬服は10月から5月、夏服は6月から9月とするが、気候等に応じ各自で適宜移行する。また、やむを得ない事由により異装する場合には、担任に相談する。
 - ① 靴下は黒色・白色・紺色の単色とする。
 - ② 通学靴は、運動靴やスニーカー、ローファー等の短靴とする。
 - ③ 上履きは学校規定のものとする。
 - ④ マフラー、ジャンパー・コート等は登下校時のみ着用する。
 - ⑤ ズボン着用時はベルトを必ず締める。色は黒・濃紺・濃茶とする。
- (5) その他、必要に応じて学校に相談して指導に従う。

9 校則について

校則の意義を理解し、校則に対する主体的な態度を身につけ、自主的に校則を守る。

- (1) 校則はホームページに公開し、周知する。
- (2) 校則見直し等の取組を年度内に1度は実施する。
- (3) 見直し等にあたっては、生徒会を中心として意見を聴いて原案を作成し、育友会に諮り、職員会議で決定する。

(令和3年4月 一部改訂)

(令和4年4月 一部改訂)

(令和5年4月 一部改定)

(令和6年4月 一部改定)